登録喀痰吸引等事業者の登録手続きフローチャート

＜実地研修修了の介護福祉士（不特定の利用者）の場合＞

事業者	大分県高齢者福祉課

○　対象施設

・実地研修未実施の介護福祉士に対する<u>実地研修の実施体制がある事業所</u>
・実地研修を修了した介護福祉士に、たん吸引等業務をさせる事業所

※登録特定行為事業者の場合は実地研修の体制は必須ではないが、こちらは必須であることに注意すること。
※介護福祉士としてのたん吸引等の行為は、<u>不特定の者を対象としたもの</u>に限られる。

○　看護職員の配置

看護職員による利用者の健康状態の観察や医行為の実施、また安全委員会や研修への参加が必要なため。

○　常勤の指導看護師の配置

実地研修を実施する体制が必要なため。

○　喀痰吸引が必要な利用者の入所

実地研修を実施する体制が必要なため。
<u>※実地研修では、実際に利用者に喀痰吸引を行う。</u>

○　安全委員会の設置/研修体制の確保

○　事業者の登録申請

「登録喀痰吸引等事業者登録申請書（第１号様式）」のほか、設置者に関する書類、誓約書、登録適合書類等の必要書類を県に提出する。
（※提出書類の詳細については、別途「事業者登録の手引き」参照）

○　事業所登録通知の交付

書類を審査のち、事業者登録通知を交付

登録した喀痰吸引等行為を実施できるようになります！